

三鷹市議会委員会条例の一部を改正する条例

三鷹市議会委員会条例（昭和42年三鷹市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表まちづくり環境委員会の項中 「4 水道部の所管に関する事項
5 農業委員会の所管に関する事項」 を
「4 農業委員会の所管に関する事項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

まちづくり環境委員会の所管事項を改めるため、本案を提出します。

三鷹市議会委員会条例新旧対照表

改正案		現行	
名称	所管	名称	所管
まちづくり環境委員会	1 総務部の所管に関する事項（用地取得及び土地対策に関する事項に限る。）	まちづくり環境委員会	1 総務部の所管に関する事項（用地取得及び土地対策に関する事項に限る。）
	2 生活環境部の所管に関する事項（市民活動、文化振興及び市民の安全安心に関する事項を除く。）		2 生活環境部の所管に関する事項（市民活動、文化振興及び市民の安全安心に関する事項を除く。）
	3 都市整備部の所管に関する事項		3 都市整備部の所管に関する事項
	4 農業委員会の所管に関する事項		4 水道部の所管に関する事項
			5 農業委員会の所管に関する事項